**○文化庁告示第十号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、群馬県安中市に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日　　文化庁長官　都倉　俊一

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 中山道 | 昭和六十二年文部省告示第百十九号、平成三年文部省告示第五十五号、平成二十二年文部科学省告示第十八号、平成二十八年文部科学省告示第百四十五号、令和元年文部科学省告示第八十三号、令和四年文部科学省告示第二十九号及び令和七年文部科学省告示第二十六号 | 安中市（群馬県） |

**○文化庁告示第十一号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、高知県室戸市及び同土佐清水市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日　　文化庁長官　都倉　俊一

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 土佐遍路道 | 平成二十八年文部科学省告示第百四十号、令和三年文部科学省告示第四十八号、令和三年文部科学省告示第百六十七号及び令和七年文部科学省告示第二十五号 | 室戸市（高知県）<br>土佐清水市（高知県） |
| 最御崎寺道 | | |
| 金剛頂寺道 | | |
| 金剛頂寺境内 | | |
| 神峯寺道 | | |
| 竹林寺道 | | |
| 禅師峰寺道 | | |
| 清瀧寺境内 | | |
| 青龍寺道 | | |
| 金剛福寺道 | | |
| 観自在寺道 | | |

**○文化庁告示第十二号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項の規定及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日　　文化庁長官　都倉　俊一

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 納池 | 令和七年文部科学省告示第二十七号 | 竹田市（大分県） |

**○文化庁告示第十三号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において準用する第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる登録記念物を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百三十三条において準用する第百十三条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年五月二日　　文化庁長官　都倉　俊一

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 登録告示 | 地方公共団体名 |
| 明神山（送迎山） | 令和七年文部科学省告示第二十九号 | 王寺町（奈良県） |
| 上林の風穴 | 令和七年文部科学省告示第二十九号 | 東温市（愛媛県） |
| 穴井戸観音 | 令和七年文部科学省告示第二十九号 | 豊後高田市（大分県） |

**○国土交通省告示第三百五十二号**

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の規定に基づき、航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二日　　国土交通大臣　中野　洋昌

航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示の一部を改正する告示

航空法第百二十六条第五項の国土交通大臣の許可を必要としない空港等の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等は、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、青森空港、花巻空港、福島空港、富山空港、静岡空港、神戸空港、岡山空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とする。 | 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百二十六条第五項の国土交通大臣の指定する空港等は、成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、新千歳空港、旭川空港、釧路空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港、青森空港、花巻空港、福島空港、富山空港、静岡空港、神戸空港、岡山空港、佐賀空港、下地島空港、新石垣空港、百里飛行場、小松飛行場、美保飛行場及び徳島飛行場とする。 |

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。